日野町公式キャラクターしいたんの着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日野町を広くピーアールし、イメージアップを図ることを目的とした、日野町が保有する日野町公式キャラクターしいたんの着ぐるみを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の届出)

第2条 しいたんの着ぐるみを使用しようとする者は、本規定を遵守することを前提に、 あらかじめ町長にしいたん着ぐるみ使用届出書(別記様式)(以下「使用届出書」と いう。)を提出しなければならない。

(使用期間)

- 第3条 しいたん着ぐるみの使用期間は、概ね5日以内とし、使用届出書に記載した期間とする。
- 2 使用期間満了後において、引き続きしいたん着ぐるみを使用しようとするときは、 改めて前条の届出を提出しなければならない。

(使用の中止)

- 第4条 町長は、次の各号いずれかに該当する場合は、使用を中止させることができる。
- (1) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- (4) 日野町の公式キャラクーとして、そのイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 届け出た使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 使用条件に違反して使用するおそれのある場合
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (8) その他使用することが不適切と認められる場合

(使用料)

第5条 原則として使用料は徴収しない。

(遵守事項)

第6条 しいたん着ぐるみの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)使用者は、第2条の使用届出書に記載する使用目的以外の目的にしいたん着ぐる みを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
- (2) 使用者は、しいたん着ぐるみの返却の際、使用者の責任と負担により、クリーニングや修繕等を行い、現状に復さなければならない。
- (3) 使用者が、しいたん着ぐるみの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、しいたん着ぐるみの使用について必要な事項は、 町長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年4月13日から施行する。

日野町長 様

しいたん着ぐるみ使用届出書

日野町公式キャラクターしいたんの着ぐるみを使用したく、本書面をもって届出をします。なお、使用に際しては、日野町公式キャラクターしいたんの着ぐるみ使用規程を 遵守します。

題 い し ま り 。										
使用者名称										
使用者所在地		Ŧ								
連絡先	担当者									
	電話番号									
	E-mail									
使用目的 ※記載蘭に収まらない場合は別紙により添付すること										
使用期間			年	月	日	から		年	月	日